

茅ヶ崎都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・4・4 号柳島寒川線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	柳 島 寒川線	茅ヶ崎市柳島字向河原	寒 川 町倉見	寒 川 町一之宮三丁目	約 9,210m	地表式	2 車線	16m	JR 東海道本線、JR 相模線、JR 東海道新幹線と立体交差、自動車専用道路と立体交差 2 箇所、 幹線街路 3・4・2 号中海岸寒川線と立体交差、 幹線街路と平面交差 6 箇所	
	車線の数の内訳		4 車線			約 700m					
			2 車線			約 8,510m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由
別添理由書のとおり

新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間にお ける鉄道等との交 差の構造	
新	幹 線 街 路	3・4・4	柳島寒 川線	茅ヶ崎 市柳島 字向河 原	寒川町 倉見	寒 川 町 一 之 宮 三 丁 目	約 9,210m	地表 式	<u>2 車線</u>	16m	JR 東海道本線、JR 相模線、JR 東海道 新幹線と立体交 差、 自動車専用道路と 立体交差 <u>2</u> 箇所、 幹線街路 3・4・2 号 中海岸寒川線と立 体交差、 幹線街路と平面交 差 <u>6</u> 箇所	
		<u>車線の数の内</u>		<u>4 車線</u>			<u>約 700m</u>					
		<u>記</u>		<u>2 車線</u>			<u>約 8,510m</u>					
旧	幹 線 街 路	3・4・4	柳島寒 川線	茅ヶ崎 市柳島 字向河 原	寒川町 倉見	寒 川 町 一 之 宮 三 丁 目	約 9,210m	地表 式	――	16m	JR 東海道本線、JR 相模線、JR 東海道 新幹線と立体交 差、 自動車専用道路と 立体交差 <u>1</u> 箇所、 幹線街路 3・4・2 号 中海岸寒川線と立 体交差、 幹線街路と平面交 差 <u>4</u> 箇所	

理 由 書

茅ヶ崎都市計画道路 3・4・4 号柳島寒川線は、延長約 9, 210 m で計画決定している主要幹線道路です。この道路は、県のほぼ中央を南北に走る主要な幹線道路で、横浜伊勢原線を通して国の大動脈である東名高速道路に接続するなど、県の経済産業活動を支える最も重要な道路の一つです。

平成 14 年 4 月に神奈川県及び神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会で策定した「ツインシティ整備計画」において、県道相模原茅ヶ崎を南北方向の骨格となる道路として位置づけ、整備を進める道路とされております。

また、平成 22 年 3 月に告示した「茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、3・4・4 号柳島寒川線は、おおむね 10 年以内に整備することを予定する主な施設に位置付けています。

さらに、「寒川町都市マスタープラン」においては、本町の南北軸として、また、各拠点間並びに広域幹線道路との連携強化を図ると位置づけられています。

この度、ツインシティの都市づくりを担う平塚市大神地区を市街化区域に編入することとなり、それに伴う交通需要の増加などに対応するため、相模川を渡河する 3・3・4 号倉見大神線を計画決定することとなりました。

これにより、平塚市大神方面が寒川北 IC へのアクセス性が向上し、3・4・4 号柳島寒川線の交通需要の増加が見込まれることから、3・4・4 号柳島寒川線の区域の一部を変更するものです。

また、今回の変更と併せて車線の本数を 2 車線と定めるものです。

茅ヶ崎都市計画総括図



凡 例	図 示
都市計画区域境界 (市街化区域境界)	図示
第一種低層住居専用地域	100/50
第二種低層住居専用地域	100/50
第一種中高層住居専用地域	100/50
第二種中高層住居専用地域	100/50
第一種住居地域	100/60
第二種住居地域	100/50
準住居地域	100/50
近隣商業地域	図示
商業地域	図示
準工業地域	200/80
工業地域	200/80
工業専用地域	200/80
都市計画道路	図示
都市計画河川	図示
防火地域	図示
準防火地域	図示
都市計画公園	図示
区画整理区域	図示
ごみ焼却場、青果市場、駐車場、 汚物処理場、終末処理場、火葬場など	図示
再開発区域	図示
高度利用地区	図示
高度地区	図示
地区計画	図示
生産緑地地区	図示
特別緑地保全地区	図示
用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域)	100/50

用途地域	容積率	高度地区の制限 (建築物の高さの最高限度)
第一種中高層住居専用地域	200	近隣商業地域(15m) 近隣商業地域以北
第二種中高層住居専用地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)
第一種住居地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)
第二種住居地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)
準住居地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)
近隣商業地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)
商業地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)
準工業地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)
工業地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)
工業専用地域	200	第一種中高層住居専用地域(15m) 第二種中高層住居専用地域(15m)

用途地域	容積率	建築物の敷地面積の最低限度(茅ヶ崎市のみ)
第一種低層住居専用地域 及び 第二種低層住居専用地域	100/50	125㎡
第一種中高層住居専用地域 及び 第二種中高層住居専用地域	200/80	100㎡

3・4・4号御島寒川線 延長約9.210m 構造形式 地表式 車線の数 2車線 幅員 10m
3・4・4号御島寒川線 延長約9.210m 構造形式 地表式 車線の数 2車線 幅員 10m

起点 茅ヶ崎市御島寒川河原内

終点 寒川町倉見地内

(注) この図面は概略を示すもので詳細は茅ヶ崎市及び寒川町の
都市計画図で御覧下さい。

市町名	寒 川 町
事項	
件 名	茅ヶ崎都市計画道路 3・4・4号 御島寒川線
図面の名称	総 括 図
縮 尺	1/10,000
番 号	1 の 1
作成年月日	平成25年11月26日

茅ヶ崎市都市部都市計画課
寒川町建設部都市計画課